

令和元年十一月二十八日提出  
質問第一〇四号

有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達における手数料の減免に関する質問主意書

提出者 長尾 秀 樹

## 有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達における手数料の減免に関する質問主意書

令和元年十月十八日、会計検査院は「有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達に関する会計検査の結果について」を参議院に報告している。この報告書では、日本政府が米国政府から戦闘機やミサイル等の防衛装備品等を調達する方法である「有償援助」（FMS）調達（以下、「FMS調達」という。）に関して、様々な問題点が指摘されている。中でも、FMS調達に係る手数料について、米国の他の同盟国が米国政府と協定等を選び、減免を受けているにもかかわらず、日本政府は協定等を結んでおらず、結んでいれば得られるはずの手数料の減免を受けていないことが判明した。近年、日本政府による米国製の高額な防衛装備品の購入が相次ぎ、FMS調達額が増大しているため、手数料の減免を受けてこなかった影響は大変大きいものであると考える。

このFMS調達に係る手数料の減免に関し、以下、質問する。

- 一 これまで日本政府が米国政府との間で協定等を締結せず、手数料の減免を受けてこなかった理由について、会計検査院の報告書において、防衛省は、「協定等の締結には、①合衆国政府が行っている品質保証・検査等に係る役務と同様の役務を提供できる能力が日本側になければならないなど、日本側において

協定等の締結の前提を満たしているかが不明であること、②当該能力の確認等に数年を要すること、③協定等の内容によっては日本側の利益になるとは限らない」という三つの理由を挙げている。この三つの理由それぞれについて、具体的に説明されたい。

二 令和元年十一月十六日付け東京新聞朝刊において、日本政府が協定等を結び、他国並みの減免を受けていれば、平成三十年度のFMS調達で十億円以上の手数料が削減できたとの試算が報じられている。過去のFMS調達において減免を受けてこなかった手数料に関し、米国政府に対し、遡って減免を申告することは可能なのか。

三 今後のFMS調達に係る手数料の減免について、政府内での検討状況を伺いたい。また、今後、新たにFMS調達によって防衛装備品等を調達する際は、手数料の減免に関し、米国政府に対しどのような対応を求めるつもりなのか。

右質問する。